

平成24年（行ウ）第3号

原 告 宮 部 慎 太 郎
原 告 宮 部 龍 彦
被 告 鳥 取 市

文書提出命令申立書

平成24年7月5日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎
原 告 宮 部 龍 彦

頭書事件について、下記の文書の文書提出命令を発せられたく申し立てる。

1 文書の表示及び文書の趣旨

昭和51年前後に鳥取市下味野で実施された小集落改良事業の対象地区の図面、事業計画を記した文書。

2 文書の所持者

被告

3 証明すべき事実

公知の事実である下味野小集落改良事業の対象地域と事業の趣旨。

4 文書提出義務の原因

民事訴訟法第220条第3号、第4号